

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月27日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学校企画課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>義務教育課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[略]</p> <p>生徒指導課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校安全に関し指導及び助言を与えること（<u>復興教育担当</u>の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p> <p>第9条 学校教育室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>学校企画課長専決事項</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>学力・復興教育課長専決事項</u></p> <p>(1) <u>児童及び生徒の学力並びに教員の授業力の向上に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>(2) <u>小学校、中学校及び高等学校における連携した教育の推進に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>(3) <u>グローバル人材の育成に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>(4) <u>復興教育の推進に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>(5) <u>市町村立の幼稚園及び小中学校並びに県立学校の防災に関し指導及び助言を与えること。</u></p> <p>義務教育課長専決事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>[略]</p> <p>生徒指導課長専決事項</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校安全に関し指導及び助言を与えること（<u>学力・復興教育担当</u>の所掌に属するものを除く。）。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。